

古文書を読む会学習記録

作成日 令和元年5月11日

開催日	令和元年5月9日	時 間	10:00~12:00
場 所	区民活動センター会議室	出席人数	14名
講 師	真田雅行氏	作成者	伊達 一雄(当日欠席)
テーマ	第一学習 野嶋浦鈴木家文書 ⑰		
概 要	<p>江戸時代、鯛(特に活鯛)は将軍に献納されるなど高級で人気のある魚だった。江戸の魚問屋は産地の仲買人に仕入れの資金を出し、漁師達が獲った活鯛を集め江戸に送らせていた。今回の「乍恐以書付奉申上候」という文書は弘化4年に仲買人の相州三浦郡走水村名主武左衛門が助成金を巡るトラブルで訴えられ、奉行所に出した弁明書というべきものである。</p> <p>武左衛門が言うには、本材木町の活鯛屋は天保時代に町奉行の筒井伊賀守の御取立で私と他4人が旅人(たびにん:請負人)になり仕事に精勤した。大礼の節は上総や房州まで出かけて活鯛を買い入れて役目を果たし奉行所からも褒められた。しかし費用が嵩んで引請人の相続が出来なくなった家が出たため、私ども5人が10年間店を引受けることに借財の返済方法を相談した。幸い金主が見つかり五百兩を借り受けたいと申し入れたが、口銭(手数料)を巡って合意に達しなかった。そこで仲間の喜三郎に引き受けてもらい五百兩を出したのに間違いない。</p> <p>ところが喜三郎が船の遭難などで商売が出来なくなり、金主の次郎左衛門が貸した金を返せと奉行所に訴えた。その結果元金は残らず調達すべきというお裁きになった。私共は割賦にしてほしいので、何とかお慈悲を以て願人である金主の次郎左衛門が別紙差引勘定通りに請取ってくれるようお願いし申し上げますと結んでいる。</p> <p>この文書で厄介なことは活鯛取引の仕組みなどの説明が全くなく、訴えられた方の言い分だけが書かれていることである。従って活鯛問屋~請負人の口銭(手数料)を含む金の流れがよく分からないまま、その主旨をまとめるだけで終わった。〇〇家文書は、全く関連のない文書が集められストーリーが分からず理解に苦しむものが間々ある。今回の文書はその中でも最も難しい文書であり、活動報告としては消化不良と言わざるを得ないものである。作成者としては、今回は勉強不足を棚に上げ、文字の判読だけでは古文書は理解できないという勝手な言訳で勘弁してもらいたいと思う。</p>		
次回予定	令和元年5月23日 10:00~12:00 於: 区役所区民活動センター 第二学習 北槎聞書 (大黒屋光大夫漂流記録)		